

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道労働委員会訓令

○北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… 1

道 労 働 委 員 会 訓 令

北海道労働委員会訓令第1号

北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道労働委員会会長 加 藤 智 章

北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令

北海道労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「事務局長、課長及び担当課長の」を削り、同条第1項中「及び課長」を「、事務局次長、課長及び主幹」に改める。

第8条の見出しを「(代決権者及び代決の順序)」に改め、同条第1項中「ついては、」の次に「事務局次長が行い、事務局長及び事務局次長がともに不在のときは、」を加える。

別表第1中

「8 その他通知、照会、回答（軽易なものを除く。）に関すること。 」
を

「8 その他通知、照会、回答（軽易なものを除く。）に関すること。

事 務 局 次 長 専 決 事 項

事務局長が専決することができる事項のうち、あらかじめ事務局長が指定する事項」
に、

「(2) 個別的労使紛争事件に関するもののうち、次の事項に関すること。

ア 担当職員の指名

イ あっせん開始期日の通知 」

を

「(2) 個別的労使紛争事件に関するもののうち、次の事項に関すること。

ア 担当職員の指名

イ あっせん開始期日の通知

主 幹 専 決 事 項

課長が専決することができる事項のうち、あらかじめ課長が指定する事項」
に改める。

別記第2号様式から別記第6号様式まで及び別記第8号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式中「平成」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式の2及び別記第9号様式の3中「平成」を削る。

別記第10号様式から別記第12号様式までの規定中「平成」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第13号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第14号様式中「平成」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。